

シルバー人材センター配分金等の 確定申告のご案内

- シルバー人材センターからの配分金は、所得税法上「**雑所得**」となります。
雑所得は、所得税・市県民税の申告が必要となることがあります。
- 雑所得の金額は、1年間の収入から必要経費(材料費、交通費等)を差し引いた金額です。
- 必要経費が55万円未満の場合は、租税特別措置法第27条「家庭労働特例」を適用し、配分金収入から55万円を上限として、差し引くことができます。(ただし、収入金額が限度となります)
(注)租税特別措置法第27条(家庭内労働特例)が改正され、特例による経費は、令和2年分から「65万円」から「**55万円**」になりました。
- 派遣就業で働く会員は、愛知県シルバー人材センター連合会から、源泉徴収票を送ります。
派遣就業の収入は、**給与所得**となります。
- 給与所得がある場合は、控除額55万円から給与収入の金額を差し引いた残額が、必要経費の上限額となります。

《申告について》

- 公的年金収入400万円以下で、その他の所得(配分金等で控除後の金額)が20万円以下の場合は、確定申告は不要です。ただし、還付を受けられる人は、確定申告が必要です。
- 所得の確定申告が不要な人でも、市県民税の申告は必要です。市役所税務課へ市県民税申告書を提出してください。
市県民税の申告 豊明市役所税務課 ☎0562-92-1118
- ◆配分金、給与、公的年金以外の収入のある人は、その他の控除等については、最寄りの税務署にお尋ねください。
所得税の確定申告 熱田税務署 ☎052-881-1541 (自動音声での案内)

《豊明市役所での確定申告のお知らせ》

- 日時** 令和3年2月10日(水)～2月26日(金)
午前9時30分～午後4時まで
(12時から午後1時までは休憩、土・日曜日は除く)
※市県民税の申告は、3月15日(月)まで、税務課窓口でも行われます。
- 場所** 豊明市役所 中央公民館 (昨年までと、場所が異なります)